

## 滋賀県自殺対策計画の改定について

### 1 趣旨

本県では、平成 30 年 3 月に滋賀県自殺対策計画を策定し、基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現～」を目指し、各種施策に取り組んできた。

県内の自殺者数は、平成 15 年の 330 人をピークに減少傾向にあったが、近年は 220 人前後で増減を繰り返し、令和元年、令和 3 年は対前年比で増加し、若年層や女性の自殺者の割合が増加している。

本計画の計画期間が令和 4 年度までであることと、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等から、現行計画における成果と課題、社会環境の変化や国の動向、県民のニーズ等を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るため、次期計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

- ・自殺対策基本法第 13 条第 1 項に基づく都道府県計画
- ・「滋賀県保健医療計画」および「滋賀県障害者プラン 2021」「健康いきいき 21－健康しが推進プラン－」「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」の趣旨を踏まえた計画とする。

### 3 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度末までの 5 年計画とする。

### 4 計画の構成(案)

別紙「次期滋賀県自殺対策計画 骨子案」のとおり

### 5 策定に向けたスケジュール(案)

令和 4 年	7 月 15 日	自殺対策庁内連携会議
	8 月 19 日	自殺対策連絡協議会
	9 月 2 日	県政経営幹事会議
	9 月 6 日	県政経営会議
	10 月 7 日	常任委員会報告(骨子案)
	10 月	自殺対策連絡協議会計画改定部会
	11 月	自殺対策連絡協議会計画改定部会
	12 月	常任委員会報告(素案)
	12 月～ 1 月	県民政策コメント
	令和 5 年	2 月
3 月		常任委員会報告(最終案)